

『 相模原市公共建築工事積算基準等資料 』
【令和6年10月改定部分 対比表】

※年度の修正など内容の改定がないものは、対比表への記載は、ありません。

相模原市技術監理課

相模原市公共建築工事積算基準等資料の改定について		P1 第1編 総則
改 定		現 行
<p>第1編 総則</p> <p>1 目的</p> <p>相模原市公共建築工事積算基準等資料(以下「本資料」という。)は、「相模原市建築工事積算基準」、「相模原市建築工事共通費積算基準」(以下「共通費基準」という。)、<u>「相模原市建築工事標準単価積算基準」</u>(以下「単価基準」という。)等を円滑かつ適切に運用するために必要な事項をとりまとめたものである。</p> <p>2 根拠</p> <p>この資料は、主に次の文献をもとに相模原市の資料として作成している。</p> <p>(1) 公共建築工事積算基準等資料 <u>令和6年</u>改定 (国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>1 目的</p> <p>相模原市公共建築工事積算基準等資料(以下「本資料」という。)は、「相模原市建築工事積算基準」、「相模原市建築工事共通費積算基準」(以下「共通費基準」という。)、<u>「相模原市建築工事標準単価積算基準」</u>(以下「単価基準」という。)等を円滑かつ適切に運用するために必要な事項をとりまとめたものである。</p> <p>2 根拠</p> <p>この資料は、主に次の文献をもとに相模原市の資料として作成している。</p> <p>(1) 公共建築工事積算基準等資料 <u>令和5年</u>改定 (国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)</p>	

改 定	現 行
<p>第2編 工事費</p> <p>1 数値の取扱い 設計変更における工事価格は、原則として千円止（百円単位以下切捨て）とする。</p> <p>2 新たな追加の工事等の取扱い （1）以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」（以下「当初請負比率」という。）を乗じない。 イ．新たな追加の工事 現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の（イ）から（ホ）の新たな種類の工事を追加する場合の費用。 （イ）とりこわし（地下埋設物及び埋設配管に限る） （ロ）地盤改良 （ハ）土壌汚染処理 （ニ）石綿含有吹付材及び保温材等の処理 （ホ）上記（イ）から（ニ）に伴う発生材処理 ロ．公共料金等 <u>以下の（イ）から（ホ）を追加する場合の費用。</u> <u>（イ）現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用</u> <u>（ロ）仮設建築物の行政手数料</u> <u>（ハ）浄化槽の行政手数料</u> <u>（ニ）昇降機の行政手数料</u> <u>（ホ）水道の負担金（敷地内）</u></p> <p>（2）（1）イ．の新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更における工事費は、当該変更に係る直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、当該追加の工事が新たに追加された際の請負代金の変更額から消費税等相当額を減じた額を当該設計変更時の工事費内訳書記載の工事価格で除した比率（以下「当該追加の工事に係る請負比率」という。）を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。</p> <p><u>（3）（1）ロ．の公共料金等を新たに追加する場合は、これらの費用の共通費は算定せず、工事費に加算する。</u></p>	<p>第2編 工事費</p> <p>1 数値の取扱い 設計変更における工事価格は、原則として千円止（百円単位以下切捨て）とする。</p> <p>2 新たな追加の工事等の取扱い （1）以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」（以下「当初請負比率」という。）を乗じない。 イ．新たな追加の工事 現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の（イ）から（ホ）の新たな種類の工事を追加する場合の費用。 （イ）とりこわし（地下埋設物及び埋設配管に限る） （ロ）地盤改良 （ハ）土壌汚染処理 （ニ）石綿含有吹付材及び保温材等の処理 （ホ）上記（イ）から（ニ）に伴う発生材処理 ロ．公共料金 現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用</p> <p>（2）（1）イ．の新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更における工事費は、当該変更に係る直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、当該追加の工事が新たに追加された際の請負代金の変更額から消費税等相当額を減じた額を当該設計変更時の工事費内訳書記載の工事価格で除した比率（以下「当該追加の工事に係る請負比率」という。）を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。</p>

改 定	現 行
<p>第3編 共通費</p> <p>3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>(1) 建築工事、電気設備工事、<u>機械設備工事及び昇降機設備工事</u>のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合</p> <p>イ. 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。</p> <p>(イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p>(ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p>(ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。</p> <p>ロ. 主たる工事以外のいずれかの工事<u>が、工事内容及び工事費</u>から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。</p> <p>ハ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。</p>	<p>第3編 共通費</p> <p>3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>(1) 建築工事、電気設備工事<u>及び</u>機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合</p> <p>イ. 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。</p> <p>(イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p>(ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p>(ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。</p> <p>ロ. 主たる工事以外のいずれかの工事<u>(昇降機設備工事を除く。)</u>が、<u>主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合も、原則として(1)イ、(イ)及び(ロ)による。ただし、工事内容、工事費及び工期</u>から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。</p> <p>ハ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。</p> <p><u>(2) 昇降設備工事を主たる工事又は主たる工事以外として含む場合</u></p> <p><u>イ. 当該昇降機設備工事費に対する共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、(1)イ.による。</u></p> <p><u>ロ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても原則として変更しない。</u></p>

改 定	現 行
<p><u>6</u> <u>とりこわし工事の取扱い</u> <u>とりこわし工事とは、建築物解体工事共通仕様書3. 3. 1に基づき、建築物を解体する工事をいう。</u> <u>建築物の解体に合わせ、建築物解体工事共通仕様書3. 3. 1に基づき、工作物等を解体する場合は、工作物等もとりこわし工事として取扱う。</u></p> <p><u>7</u> とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定 以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、専門工事業者からの見積りを参考に計上する。 <u>・とりこわし工事</u> ・特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事 ・造園工事 ・舗装工事 ・さく井設備工事、等</p> <p><u>8</u> 指定部分及び指定部分工期 原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。 なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。</p> <p><u>9</u> 設計変更における共通費の算定</p>	<p><u>6</u> <u>工事に伴う湧水の排出費用</u> <u>共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用（下水道料金のみ）は含まないものとする。</u></p> <p><u>7</u> <u>新営工事における主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正に関する取扱い</u> <u>（1）鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取扱い</u> <u>鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目を補正の対象とする。</u></p> <p><u>8</u> とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定 以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、専門工事業者からの見積りを参考に計上する。 ・特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事 ・造園工事 ・舗装工事 <u>・とりこわし工事</u> ・さく井設備工事、等</p> <p><u>9</u> 指定部分及び指定部分工期 原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。 なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。</p> <p><u>10</u> 設計変更における共通費の算定</p>

改 定

現 行

第2章 共通仮設費

1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のそれぞれと処分費に区分して算定する。

2 共通仮設費の算定方法

(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 共通仮設費率による算定

(イ) 共通仮設費率の算定に用いるT(工期)

①共通仮設費率の算定に用いるT(工期)は、日数を30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT(工期)として共通仮設費率を算出する。

②工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT(工期)には、工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) 監理事務所を設けない場合の補正

①建築工事において、共通費基準 2(3) 表-5に挙げる監理事務所(監督職員事務所)を設けない場合は、共通仮設費率(Kr)に以下の補正値を乗じる。

直接 工事費	1000万円 未満	1000万円以上50億円以下	50億円を 超える
補正値	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log } e P$	0.988

Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表におけるP：直接工事費(千円)

注1) 補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。

注2) 設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のKrに乘じる。

第2章 共通仮設費

1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、一般工事、鉄骨工事(補正率が1.0の場合を除く)、とりこわし工事及び処分費に区分して算定する。

なお、ここでいう一般工事とは、鉄骨工事(補正率が1.0の場合を除く)、とりこわし工事及び処分費以外をいう。

2 共通仮設費の算定方法

(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 共通仮設費率による算定

(イ) 共通仮設費率の算定に用いるT(工期)

①共通仮設費率の算定に用いるT(工期)は、日数を30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT(工期)として共通仮設費率を算出する。

②工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT(工期)には、工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) 鉄骨工事の場合の補正

共通費基準 2(4)の場合は、原則として共通仮設費率に1.0を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは、第3編第1章7による。

(ハ) 監理事務所を設けない場合の補正

①建築工事において、共通費基準 2(3) 表-5に挙げる監理事務所(監督職員事務所)を設けない場合は、共通仮設費率(Kr)に以下の補正値を乗じる。

直接 工事費	1000万円 未満	1000万円以上50億円以下	50億円を 超える
補正値	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log } e P$	0.988

Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表におけるP：直接工事費(千円)

注1) 補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。

注2) 設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のKrに乘じる。

改 定	現 行
<p>(ハ) とりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事<u>に含めて算定する。</u></p> <p>(ホ) リース料の取り扱い 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、<u>処分費を除く</u>直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により<u>直接工事費からリース料及び処分費を除いた額</u>の共通仮設費を算定する。</p> <p>(ヘ) 直接工事費が共通費基準 別表（注3）で定める範囲を外れる場合 原則として算定式により算定された率を採用する。</p> <p>(ヘ) 共通仮設費率の留意事項 ①環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。 ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用 ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用 ②共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費 ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。（工費用） ・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。（工費用）</p> <p>ロ．積み上げによる算定 以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。</p> <p>(イ) 準備費 敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用</p> <p>(ロ) 仮設建物費 ①宿舎、設計図書による現場環境改善費用 ②電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督職員事務所）、備品等の費用 ③建築工事における、監理事務所（監督職員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容</p> <p>(ハ) 工事施設費 仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用</p> <p>(ニ) 環境安全費 安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の<u>防護</u>シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用</p>	<p>(ニ) とりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事<u>の率を採用する。</u></p> <p>(ホ) リース料の取り扱い 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、<u>一般工事とリース料</u>の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により<u>一般工事</u>の共通仮設費を算定する。<u>なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。</u></p> <p>(ヘ) 直接工事費が共通費基準 別表（注3）で定める範囲を外れる場合 原則として算定式により算定された率を採用する。</p> <p>(ト) 共通仮設費率の留意事項 ①環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。 ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用 ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用 ②共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費 ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。（工費用） ・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。（工費用）</p> <p>ロ．積み上げによる算定 以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。</p> <p>(イ) 準備費 敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用</p> <p>(ロ) 仮設建物費 ①宿舎、設計図書による現場環境改善費用 ②電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督職員事務所）、備品等の費用 ③建築工事における、監理事務所（監督職員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容</p> <p>(ハ) 工事施設費 仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用</p> <p>(ニ) 環境安全費 安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の<u>養生</u>シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用</p>

改 定	現 行
<p>(ホ) 動力用水光熱費 本受電後の電力基本料金</p> <p><u>(ハ) 屋外整理清掃費</u> <u>除雪に要する費用</u></p> <p><u>(ト) 機械器具等</u> ①新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用 規格の選定及び存置日数は、表2-1～表2-5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。</p> <p>(共通事項) 1. 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。 2. R C造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。 3. $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$ (計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し少数点以下第二位とする。) 4. N = 階数 5. 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。 6. 各階の面積が著しく異なる場合は、実情に応じて適切に補正する。 7. 階数が2階以下かつ建築面積が250㎡未満の場合は、規格を16t以下とし、存置日数は実情に応じて適切に補正する。 8. 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実情に応じて適切に設定する。</p> <p><u>9. 表2-1～2-5の存置日数には回送等に要する日数を含む。</u></p> <p>※表2-1、2-2、2-3、2-4、2-5改定無し (記載省略)</p> <p>②改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用 機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により選定する。</p> <p><u>(チ) 情報システム費</u> 情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用</p>	<p>(ホ) 動力用水光熱費 本受電後の電力基本料金</p> <p><u>(ハ) 機械器具等</u> ①新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用 規格の選定及び存置日数は、表2-1～表2-5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。</p> <p>(共通事項) 1. 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。 2. R C造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。 3. $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$ (計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し少数点以下第二位とする。) 4. N = 階数 5. 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。 6. 各階の面積が著しく異なる場合は、実情に応じて適切に補正する。 7. 階数が2階以下かつ建築面積が250㎡未満の場合は、規格を16t以下とし、存置日数は実情に応じて適切に補正する。 8. 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実情に応じて適切に設定する。</p> <p>※表2-1、2-2、2-3、2-4、2-5改定無し (記載省略)</p> <p>②改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用 機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により <u>機種</u> を選定する。</p> <p><u>(ト) 情報システム費</u> 情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用</p>

改 定

現 行

(リ) 試験費等

①建築工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に
 基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定
 める試験のうち軽微な試験費を除き、積み上げにより算定する。

(積み上げによる試験費の例)

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査
- ・化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験
- ・PCB含有シーリング材の調査
- ・路床土の支持力比（CBR）試験
- ・現場CBR試験

・放射線透過試験

- ・上記に類する各種試験費等

②電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事において、公共建築工事標準
仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に定める機材の試験費及び施工の試験費を
除き、積み上げにより算定する。

(積み上げによる試験費の例)

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査
- ・PCB含有調査
- ・放射線透過試験
- ・テレビ電波障害調査（事前・中間・事後）
- ・迷走電流測定調査
- ・上記に類する各種試験費等

(ヌ) 石綿含有建材の調査費（事前調査結果を貸与しない場合又は石綿等の使用の有無を設
計図書へ明示しない場合は計上する）

(2) 処分費の取扱い

(チ) その他

材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、公共建築工事標準仕様書に基づく試
験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験
のうち軽微な試験費を除き、積み上げにより算定する。

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査
- ・化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験
- ・PCB含有シーリング材の調査
- ・路床土の支持力比（CBR）試験
- ・現場CBR試験
- ・上記に類する各種試験費

(2) 処分費の取扱い

改 定	現 行
<p>2 現場管理費の算定方法</p> <p>(1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。</p> <p>イ. 現場管理費率による算定</p> <p>(イ) 現場管理費率の算定に用いるT(工期)</p> <p>①現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、日数を30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT(工期)として現場管理費率を算出する。</p> <p>②工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)があった場合、現場管理費率の算定に用いるT(工期)には、工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)を理由とした工期延伸する期間を含まない。</p> <p>(ロ) とりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事 <u>に含めて算定</u>する。</p> <p>(ハ) リース料の <u>取扱い</u> 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、<u>処分費を除く</u>純工事費の合計額に対応する現場管理費率により <u>純工事費からリース料及び処分費を除いた額</u>の現場管理費を算定する。</p> <p>(ニ) 純工事費が共通費基準 別表(注3)に定める範囲を外れる場合 原則として算定式により算定された率を採用する。</p> <p>(ホ) 現場管理費率の留意事項</p>	<p>2 現場管理費の算定方法</p> <p>(1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。</p> <p>イ. 現場管理費率による算定</p> <p>(イ) 現場管理費率の算定に用いるT(工期)</p> <p>①現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、日数を30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT(工期)として現場管理費率を算出する。</p> <p>②工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)があった場合、現場管理費率の算定に用いるT(工期)には、工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)を理由とした工期延伸する期間を含まない。</p> <p><u>(ロ) 鉄骨工事の場合の補正</u> <u>共通費基準 3(4)の場合は、現場管理費率に1.0を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取扱いは、第3編第1章7による。</u></p> <p>(ハ) とりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事 <u>の率を採用</u>する。</p> <p>(ニ) リース料の <u>取扱い</u> 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、<u>一般工事とリース料</u>の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により <u>一般工事</u>の現場管理費を算定する。<u>なお、リース料については、現場管理費を算定しない。</u></p> <p>(ホ) 純工事費が共通費基準 別表(注3)に定める範囲を外れる場合 原則として算定式により算定された率を採用する。</p> <p>(ハ) 現場管理費率の留意事項</p>

改 定

現 行

第7項 鉄骨

(7) 現場溶接

- イ. 軽微な建物等の場合は、施工規模を勘案して物価資料の掲載価格等によることができる。
- ロ. 参考歩掛り 表R A - 7 - 4 現場溶接の溶接器具は、半自動アーク溶接機は、定格電流500Aを標準とし、機械損料1.50とする。

第7項 鉄骨

(7) 現場溶接

- イ. 軽微な建物等の場合は、施工規模を勘案して物価資料の掲載価格等によることができる。
- ロ. 半自動アーク溶接機は、定格電流500Aを標準とし、機械損料1.50とする。

改 定

現 行

第15項 塗装

表A15-1 補正市場単価（標仕仕様）

細 目	摘 要			単位
	下地類等	塗装種別	作業工程	
錆止め塗り	現場1回 鉄鋼面屋内（仕様：第8節）	鉛クロム 2種	B種	m ²
錆止め塗り	現場1回 鉄鋼面屋内外 素地ごしらえ別途（仕様：第4節）	鉛クロム 1種	B種	m ²
錆止め塗り	工場1回 鉄鋼面屋内外 素地ごしらえ別途（仕様：第4節）	鉛クロム 1種	B種	m ²
SOP塗り（合成樹脂調合ペイント塗り）	木部 素地ごしらえ別途	1種	A種	m ²
SOP塗り（合成樹脂調合ペイント塗り）	木部 素地ごしらえ別途	1種	B種	m ²
SOP塗り（合成樹脂調合ペイント塗り）	鉄鋼面 錆止別途	1種	A種	m ²
EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	せっこうボード面 一般面 素地ごしらえ別途		A種	m ²
EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	せっこうボード面 見上げ面 素地ごしらえ別途		A種	m ²
EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	せっこうボード面 一般面 素地ごしらえ別途		B種	m ²
EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	せっこうボード面 見上げ面 素地ごしらえ別途		B種	m ²
EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	けい酸カルシウム板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 一般面 素地ごしらえ別途		A種	m ²
EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	けい酸カルシウム板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 見上げ面 素地ごしらえ別途		A種	m ²
EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	けい酸カルシウム板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 一般面 素地ごしらえ別途		B種	m ²
EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	けい酸カルシウム板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 見上げ面 素地ごしらえ別途		B種	m ²
EP-G塗り（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	せっこうボード面 一般面 素地ごしらえ別途		A種	m ²
EP-G塗り（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	せっこうボード面 見上げ面 素地ごしらえ別途		A種	m ²
EP-G塗り（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	せっこうボード面 一般面 素地ごしらえ別途		B種	m ²
EP-G塗り（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	せっこうボード面 見上げ面 素地ごしらえ別途		B種	m ²
EP-G塗り（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	けい酸カルシウム板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 一般面 素地ごしらえ別途		A種	m ²

第15項 塗装

表A15-1 補正市場単価（標仕仕様）

細 目	摘 要			単位
	下地種類等	塗装種別	作業工程	
錆止め塗り	現場1回 鉄鋼面屋内（仕様：第8節）	水系	B種	m ²
錆止め塗り	現場1回 鉄鋼面屋内外 素地ごしらえ別途	A種	B種	m ²
錆止め塗り	工場1回 鉄鋼面屋内外 素地ごしらえ別途	A種	B種	m ²
SOP塗り（合成樹脂調合ペイント塗り）	木部 素地ごしらえ別途	1種	A種	m ²
SOP塗り（合成樹脂調合ペイント塗り）	木部 素地ごしらえ別途	1種	B種	m ²
SOP塗り（合成樹脂調合ペイント塗り）	鉄鋼面 錆止別途	1種	A種	m ²
EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	せっこうボード面 一般面 素地ごしらえ別途		A種	m ²
EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	せっこうボード面 見上げ面 素地ごしらえ別途		A種	m ²
EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	せっこうボード面 一般面 素地ごしらえ別途		B種	m ²
EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	せっこうボード面 見上げ面 素地ごしらえ別途		B種	m ²
EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	けい酸カルシウム板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 一般面 素地ごしらえ別途		A種	m ²
EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	けい酸カルシウム板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 見上げ面 素地ごしらえ別途		A種	m ²
EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	けい酸カルシウム板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 一般面 素地ごしらえ別途		B種	m ²
EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	けい酸カルシウム板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 見上げ面 素地ごしらえ別途		B種	m ²
EP-G塗り（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	せっこうボード面 一般面 素地ごしらえ別途		A種	m ²
EP-G塗り（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	せっこうボード面 見上げ面 素地ごしらえ別途		A種	m ²
EP-G塗り（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	せっこうボード面 一般面 素地ごしらえ別途		B種	m ²
EP-G塗り（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	せっこうボード面 見上げ面 素地ごしらえ別途		B種	m ²
EP-G塗り（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	けい酸カルシウム板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 一般面 素地ごしらえ別途		A種	m ²

改 定

現 行

表A15-2 補正市場単価（標仕仕様）

表A15-2 補正市場単価（標仕仕様）

細 目	摘要			単位
	下地種類等	塗装種	作業工	
EP-G 塗り (つや有合成樹脂エマルジョン [®] 内塗り)	けい酸カルシウム板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板 面 見上げ面 素地ごしらえ別途		A 種	m ²
EP-G 塗り (つや有合成樹脂エマルジョン [®] 内塗り)	けい酸カルシウム板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板 面 一般面 素地ごしらえ別途		B 種	m ²
EP-G 塗り (つや有合成樹脂エマルジョン [®] 内塗り)	けい酸カルシウム板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板 面 見上げ面 素地ごしらえ別途		B 種	m ²
EP-G 塗り (つや有合成樹脂エマルジョン [®] 内塗り)	屋内木部 素地ごしらえ別途			m ²
EP-G 塗り (つや有合成樹脂エマルジョン [®] 内塗り)	屋内鉄鋼面 錆止別途		A 種	m ²
EP-G 塗り (つや有合成樹脂エマルジョン [®] 内塗り)	屋内鉄鋼面 錆止別途		B 種	m ²
EP-G 塗り (つや有合成樹脂エマルジョン [®] 内塗り)	屋内亜鉛めつき鋼面 錆止別途			m ²
アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面		A 種	m ²
アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面		B 種	m ²
<u>CL 塗り (クリアッカー塗り)</u>	<u>木部 素地ごしらえ B 種 (R4 標仕仕様)</u>		<u>B 種</u>	<u>m²</u>
CL 塗り (クリアッカー塗り)	木部 素地ごしらえ別途 (R4 標仕仕様)		A 種	m ²
CL 塗り (クリアッカー塗り)	木部 素地ごしらえ別途 (R4 標仕仕様)		B 種	m ²
LE 塗り (ラッカーエナメル塗り)	木部 素地ごしらえ別途		A 種	m ²
LE 塗り (ラッカーエナメル塗り)	木部 素地ごしらえ別途		B 種	m ²
SOP 塗り (合成樹脂調合 [®] 内塗り)	細幅物糸幅 300 mm 以下 (素地ごしらえ A 種共) 木部	1 種	A 種 (屋外)	m
EP-G 塗り (つや有合成樹脂エマルジョン [®] 内塗り)	細幅物糸幅 300 mm 以下 (素地ごしらえ A 種共) 木部			m
<u>CL 塗り (クリアッカー塗り)</u>	<u>細幅物糸幅 300 mm 以下 (素地ごしらえ B 種共) 木部 (R4 標仕仕様)</u>		<u>B 種</u>	<u>m</u>
CL 塗り (クリアッカー塗り)	細幅物糸幅 300 mm 以下 (素地ごしらえ B 種共) 木部 (R4 標仕仕様)		A 種	m
LE 塗り (ラッカーエナメル塗り)	細幅物糸幅 300 mm 以下 (素地ごしらえ A 種共) 木部		A 種	m
LE 塗り (ラッカーエナメル塗り)	細幅物糸幅 300 mm 以下 (素地ごしらえ A 種共) 木部		B 種	m

細 目	摘要			単位
	下地種類等	塗装種	作業工程	
EP-G 塗り (つや有合成樹脂エマルジョン [®] 内塗り)	けい酸カルシウム板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板 面 見上げ面 素地ごしらえ別途		A 種	m ²
EP-G 塗り (つや有合成樹脂エマルジョン [®] 内塗り)	けい酸カルシウム板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板 面 一般面 素地ごしらえ別途		B 種	m ²
EP-G 塗り (つや有合成樹脂エマルジョン [®] 内塗り)	けい酸カルシウム板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板 面 見上げ面 素地ごしらえ別途		B 種	m ²
EP-G 塗り (つや有合成樹脂エマルジョン [®] 内塗り)	屋内木部 素地ごしらえ別途			m ²
EP-G 塗り (つや有合成樹脂エマルジョン [®] 内塗り)	屋内鉄鋼面 錆止別途		A 種	m ²
EP-G 塗り (つや有合成樹脂エマルジョン [®] 内塗り)	屋内鉄鋼面 錆止別途		B 種	m ²
EP-G 塗り (つや有合成樹脂エマルジョン [®] 内塗り)	屋内亜鉛めつき鋼面 錆止別途			m ²
アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面		A 種	m ²
アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面		B 種	m ²
CL 塗り (クリアッカー塗り)	木部 素地ごしらえ別途		A 種	m ²
CL 塗り (クリアッカー塗り)	木部 素地ごしらえ別途		B 種	m ²
LE 塗り (ラッカーエナメル塗り)	木部 素地ごしらえ別途		A 種	m ²
LE 塗り (ラッカーエナメル塗り)	木部 素地ごしらえ別途		B 種	m ²
SOP 塗り (合成樹脂調合 [®] 内塗り)	細幅物糸幅 300 mm 以下 (素地ごしらえ A 種共) 木部	1 種	A 種 (屋外)	m
EP-G 塗り (つや有合成樹脂エマルジョン [®] 内塗り)	細幅物糸幅 300 mm 以下 (素地ごしらえ A 種共) 木部			m
CL 塗り (クリアッカー塗り)	細幅物糸幅 300 mm 以下 (素地ごしらえ B 種共) 木部		A 種	m
LE 塗り (ラッカーエナメル塗り)	細幅物糸幅 300 mm 以下 (素地ごしらえ A 種共) 木部		A 種	m
LE 塗り (ラッカーエナメル塗り)	細幅物糸幅 300 mm 以下 (素地ごしらえ A 種共) 木部		B 種	m

改 定

現 行

※表15-3改定無し（記載省略）

※表15-3改定無し（記載省略）

表A15-4 補正市場単価（改修標仕仕様）

表A15-4 補正市場単価（改修標仕仕様）

細 目	摘 要			単位
	下地種類等	塗装種別	作業工程	
錆止め塗り	現場1回 鉄鋼面（屋内外）新規面 <u>（仕様：第5節）</u>	<u>鉛クロム</u> <u>1種</u>	A種	m ²
錆止め塗り	現場1回 鉄鋼面（屋内外）新規面 <u>（仕様：第5節）</u>	<u>鉛クロム</u> <u>1種</u>	B種	m ²
錆止め塗り	現場2回 鉄鋼面（屋内外）塗替え面 <u>（仕様：第5節）</u>	<u>鉛クロム</u> <u>1種</u>	C種	m ²
錆止め塗り	工場1回 鉄鋼面（屋内外）新規面 <u>（仕様：第5節）</u>	<u>鉛クロム</u> <u>1種</u>	A、B種	m ²
錆止め塗り	現場1回 鉄鋼面（屋内）新規面 <u>（仕様：第9節）</u>	<u>鉛クロム</u> <u>2種</u>	A種	m ²
錆止め塗り	現場1回 鉄鋼面（屋内）新規面 <u>（仕様：第9節）</u>	<u>鉛クロム</u> <u>2種</u>	B種	m ²
錆止め塗り	現場2回 鉄鋼面（屋内）塗替え面 <u>（仕様：第9節）</u>	<u>鉛クロム</u> <u>2種</u>	C種	m ²
錆止め塗り	工場1回 鉄鋼面（屋内）新規面 <u>（仕様：第9節）</u>	<u>鉛クロム</u> <u>2種</u>	A、B種	m ²

細 目	摘 要			単位
	下地種類等	塗装種別	作業工程	
錆止め塗り	現場1回 鉄鋼面（屋内外）新規面	<u>A種</u>	A種	m ²
錆止め塗り	現場1回 鉄鋼面（屋内外）新規面	<u>A種</u>	B種	m ²
錆止め塗り	現場2回 鉄鋼面（屋内外）塗替え面	<u>A種</u>	C種	m ²
錆止め塗り	工場1回 鉄鋼面（屋内外）新規面	<u>A種</u>	A、B種	m ²
錆止め塗り	現場1回 鉄鋼面（屋内）新規面	<u>水系</u>	A種	m ²
錆止め塗り	現場1回 鉄鋼面（屋内）新規面	<u>水系</u>	B種	m ²
錆止め塗り	現場2回 鉄鋼面（屋内）塗替え面	<u>水系</u>	C種	m ²
錆止め塗り	工場1回 鉄鋼面（屋内）新規面	<u>水系</u>	A、B種	m ²

相模原市公共建築工事積算基準等資料の改定について

P52 第15項 塗装

改 定

現 行

表A15-5 補正市場単価 (改修標仕仕様)

表A15-5 補正市場単価 (改修標仕仕様)

細 目	摘要			単位
	下地種類等	塗装種別	作業工程	
SOP 塗り (合成樹脂調合 ^ペ イト塗り)	木部 下地調整別途	1種	A種	m ²
SOP 塗り (合成樹脂調合 ^ペ イト塗り)	木部 下地調整別途	1種	B種	m ²
SOP 塗り (合成樹脂調合 ^ペ イト塗り)	木部 下地調整別途	1種	C種	m ²
SOP 塗り (合成樹脂調合 ^ペ イト塗り)	鉄鋼面 (新規面) 錆止別途 下地調整別途	1種	A種	m ²
SOP 塗り (合成樹脂調合 ^ペ イト塗り)	鉄鋼面 (塗替え面) 錆止別途 下地調整別途	1種	A種	m ²
SOP 塗り (合成樹脂調合 ^ペ イト塗り)	鉄鋼面 (新規面) 錆止別途 下地調整別途	1種	B種	m ²
SOP 塗り (合成樹脂調合 ^ペ イト塗り)	鉄鋼面 (塗替え面) 錆止別途 下地調整別途	1種	B種	m ²
SOP 塗り (合成樹脂調合 ^ペ イト塗り)	鉄鋼面 (塗替え面) 錆止別途 下地調整別途	1種	C種	m ²
アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 下地調整別途		A種	m ²
アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 下地調整別途		B種	m ²
CL 塗り (クリアラッカー塗り)	木部 下地調整別途 <u>(R4改修標仕仕様)</u>		A種	m ²
CL 塗り (クリアラッカー塗り)	木部 下地調整別途 <u>(R4改修標仕仕様)</u>		B種	m ²
LE 塗り (ラッカーエナメル塗り)	木部 下地調整別途		A種	m ²
LE 塗り (ラッカーエナメル塗り)	木部 下地調整別途		B種	m ²
OS 塗り (オイルステイン塗り)	木部 下地調整RB種共 (塗替え面)			m ²

細 目	摘要			単位
	下地種類等	塗装種別	作業工程	
SOP 塗り (合成樹脂調合 ^ペ イト塗り)	木部 下地調整別途	1種	A種	m ²
SOP 塗り (合成樹脂調合 ^ペ イト塗り)	木部 下地調整別途	1種	B種	m ²
SOP 塗り (合成樹脂調合 ^ペ イト塗り)	木部 下地調整別途	1種	C種	m ²
SOP 塗り (合成樹脂調合 ^ペ イト塗り)	鉄鋼面 (新規面) 錆止別途 下地調整別途	1種	A種	m ²
SOP 塗り (合成樹脂調合 ^ペ イト塗り)	鉄鋼面 (塗替え面) 錆止別途 下地調整別途	1種	A種	m ²
SOP 塗り (合成樹脂調合 ^ペ イト塗り)	鉄鋼面 (新規面) 錆止別途 下地調整別途	1種	B種	m ²
SOP 塗り (合成樹脂調合 ^ペ イト塗り)	鉄鋼面 (塗替え面) 錆止別途 下地調整別途	1種	B種	m ²
SOP 塗り (合成樹脂調合 ^ペ イト塗り)	鉄鋼面 (塗替え面) 錆止別途 下地調整別途	1種	C種	m ²
アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 下地調整別途		A種	m ²
アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 下地調整別途		B種	m ²
CL 塗り (クリアラッカー塗り)	木部 下地調整別途		A種	m ²
CL 塗り (クリアラッカー塗り)	木部 下地調整別途		B種	m ²
LE 塗り (ラッカーエナメル塗り)	木部 下地調整別途		A種	m ²
LE 塗り (ラッカーエナメル塗り)	木部 下地調整別途		B種	m ²
OS 塗り (オイルステイン塗り)	木部 下地調整RB種共 (塗替え面)			m ²

改 定

現 行

表A15-7 補正市場単価（改修標仕仕様）

細 目	摘 要			単 位
	下地種類等	塗装種別	作業工程	
SOP 塗り（合成樹脂調合ペイント塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RA種 新規面) 木部	1種	B種	m
SOP 塗り（合成樹脂調合ペイント塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RB種 塗替え面) 木部	1種	B種	m
SOP 塗り（合成樹脂調合ペイント塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RC種 塗替え面) 木部	1種	C種	m
EP-G 塗り（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RA種 新規面) 木部		A種	m
EP-G 塗り（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RB種 塗替え面) 木部		B種	m
EP-G 塗り（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RC種 塗替え面) 木部		B種	m
CL 塗り（クリアラッカー塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RB種 塗替え面) 木部 <u>(R4改修標仕仕様)</u>		A種	m
CL 塗り（クリアラッカー塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RB種 塗替え面) 木部 <u>(R4改修標仕仕様)</u>		B種	m
LE 塗り（ラッカーエナメル塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RA種 塗替え面) 木部		A種	m
LE 塗り（ラッカーエナメル塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RA種 塗替え面) 木部		B種	m
OS 塗り（オイルステイン塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RB種 塗替え面) 木部			m

表A15-7 補正市場単価（改修標仕仕様）

細 目	摘 要			単 位
	下地種類等	塗装種別	作業工程	
SOP 塗り（合成樹脂調合ペイント塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RA種 新規面) 木部	1種	B種	m
SOP 塗り（合成樹脂調合ペイント塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RB種 塗替え面) 木部	1種	B種	m
SOP 塗り（合成樹脂調合ペイント塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RC種 塗替え面) 木部	1種	C種	m
EP-G 塗り（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RA種 新規面) 木部		A種	m
EP-G 塗り（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RB種 塗替え面) 木部		B種	m
EP-G 塗り（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RC種 塗替え面) 木部		B種	m
CL 塗り（クリアラッカー塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RB種 塗替え面) 木部		A種	m
CL 塗り（クリアラッカー塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RB種 塗替え面) 木部		B種	m
LE 塗り（ラッカーエナメル塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RA種 塗替え面) 木部		A種	m
LE 塗り（ラッカーエナメル塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RA種 塗替え面) 木部		B種	m
OS 塗り（オイルステイン塗り）	細幅物糸幅300mm以下(下地RB種 塗替え面) 木部			m

改 定

現 行

第16項 内外装

表A16-1 補正市場単価 (内装床材類)

細 目	摘 要	単 位	備 考
階段ビニル床シート張り	厚2.0mm 複層ビニル床シート マーブル FS	m ²	
階段ビニル床シート張り	厚2.5mm 複層ビニル床シート マーブル FS	m ²	
床ビニル床タイル張り	厚2.0mm コンポジションビニル床タイル KT 多湿部	m ²	
<u>床ビニル床タイル張り</u>	<u>厚2.0mm コンポジションビニル床タイル KT 帯電防止</u>	<u>m²</u>	
ビニル幅木 (ソフト幅木)	H=75mm	m	
ビニル幅木 (ソフト幅木)	H=100mm	m	

第16項 内外装

表A16-1 補正市場単価 (内装床材類)

細 目	摘 要	単 位	備 考
階段ビニル床シート張り	厚2.0mm 複層ビニル床シート マーブル FS	m ²	
階段ビニル床シート張り	厚2.5mm 複層ビニル床シート マーブル FS	m ²	
床ビニル床タイル張り	厚2.0mm コンポジションビニル床タイル KT 多湿部	m ²	
ビニル幅木 (ソフト幅木)	H=75mm	m	
ビニル幅木 (ソフト幅木)	H=100mm	m	

改定

現行

表A16-2 補正市場単価 (内装床材類)

表A16-2 補正市場単価 (内装床材類)

細目	摘要	単位	備考
床ビニル床シート張り	厚2.0mm 複層ビニル床シート マーブル FS 熱溶接工法	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.0mm 複層ビニル床シート 無地 FS 突付工法	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.0mm 複層ビニル床シート マーブル FS 突付工法	m ²	
<u>床ビニル床シート張り</u>	<u>厚2.0mm 複層ビニル床シート 無地 FS 突付工法 帯電防止</u>	<u>m²</u>	
<u>床ビニル床シート張り</u>	<u>厚2.0mm 複層ビニル床シート マーブル FS 熱溶接工法 帯電防止</u>	<u>m²</u>	
<u>床ビニル床シート張り</u>	<u>厚2.0mm 複層ビニル床シート 無地 FS 突付工法 防滑仕様</u>	<u>m²</u>	
<u>床ビニル床シート張り</u>	<u>厚2.0mm 複層ビニル床シート マーブル FS 熱溶接工法 防滑仕様</u>	<u>m²</u>	
床ビニル床シート張り	厚2.0mm 複層ビニル床シート 無地 FS 熱溶接工法 多湿部	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.0mm 複層ビニル床シート マーブル FS 熱溶接工法 多湿部	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.0mm 複層ビニル床シート 無地 FS 突付工法 多湿部	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.0mm 複層ビニル床シート マーブル FS 突付工法 多湿部	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.5mm 複層ビニル床シート マーブル FS 熱溶接工法	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.5mm 複層ビニル床シート 無地 FS 突付工法	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.5mm 複層ビニル床シート マーブル FS 突付工法	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.5mm 複層ビニル床シート 無地 FS 熱溶接工法 多湿部	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.5mm 複層ビニル床シート マーブル FS 熱溶接工法 多湿部	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.5mm 複層ビニル床シート 無地 FS 突付工法 多湿部	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.5mm 複層ビニル床シート マーブル FS 突付工法 多湿部	m ²	
<u>床ビニル床シート張り</u>	<u>厚2.5mm 複層ビニル床シート 無地 FS 熱溶接工法 帯電防止</u>	<u>m²</u>	
<u>床ビニル床シート張り</u>	<u>厚2.5mm 複層ビニル床シート 無地 FS 突付工法 帯電防止</u>	<u>m²</u>	
<u>床ビニル床シート張り</u>	<u>厚2.5mm 複層ビニル床シート 柄 FS 熱溶接工法 防滑仕様</u>	<u>m²</u>	
<u>床ビニル床シート張り</u>	<u>厚2.5mm 複層ビニル床シート 柄 突付工法 防滑仕様</u>	<u>m²</u>	
稲妻ビニル幅木 (ワト幅木)	H=60mm	m	
稲妻ビニル幅木 (ワト幅木)	H=75mm	m	
稲妻ビニル幅木 (ワト幅木)	H=100mm	m	

細目	摘要	単位	備考
床ビニル床シート張り	厚2.0mm 複層ビニル床シート マーブル FS 熱溶接工法	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.0mm 複層ビニル床シート 無地 FS 突付工法	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.0mm 複層ビニル床シート マーブル FS 突付工法	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.0mm 複層ビニル床シート 無地 FS 熱溶接工法 多湿部	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.0mm 複層ビニル床シート マーブル FS 熱溶接工法 多湿部	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.0mm 複層ビニル床シート 無地 FS 突付工法 多湿部	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.0mm 複層ビニル床シート マーブル FS 突付工法 多湿部	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.5mm 複層ビニル床シート マーブル FS 熱溶接工法	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.5mm 複層ビニル床シート 無地 FS 突付工法	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.5mm 複層ビニル床シート マーブル FS 突付工法	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.5mm 複層ビニル床シート 無地 FS 熱溶接工法 多湿部	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.5mm 複層ビニル床シート マーブル FS 熱溶接工法 多湿部	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.5mm 複層ビニル床シート 無地 FS 突付工法 多湿部	m ²	
床ビニル床シート張り	厚2.5mm 複層ビニル床シート マーブル FS 突付工法 多湿部	m ²	
稲妻ビニル幅木 (ワト幅木)	H=60mm	m	
稲妻ビニル幅木 (ワト幅木)	H=75mm	m	
稲妻ビニル幅木 (ワト幅木)	H=100mm	m	

改 定

現 行

第19項 構内舗装

表A19-1
施工規模別舗装機械運搬組合せ

機 械 名	規 格	施 工 規 模			
		特に狭い場所	500㎡未満	500㎡以上	1,000㎡以上
				1,000㎡未満	2,500㎡未満
モータグレーダ	油圧式3.1m級		○	○	○
振動ローラ	2.4~2.8	○	○	○	○
タイヤローラ	8~20 t			○	○
ロードローラ	マカダム10 t			○	○
アスファルトフィニッシャ	<u>2.0~4.5m</u>		○	○	○

第19項 構内舗装

表A19-1
施工規模別舗装機械運搬組合せ

機 械 名	規 格	施 工 規 模			
		特に狭い場所	500㎡未満	500㎡以上	1,000㎡以上
				1,000㎡未満	2,500㎡未満
モータグレーダ	油圧式3.1m級		○	○	○
振動ローラ	2.4~2.8	○	○	○	○
タイヤローラ	8~20 t			○	○
ロードローラ	マカダム10 t			○	○
アスファルトフィニッシャ	<u>2.4~4.5m</u>		○	○	○

改 定	現 行
<p>第3章 電気設備工事</p> <p>第1節 新営工事</p> <p>第1項 共通工事</p> <p>1 一般事項 補正市場単価は、第4編第1章5により算出し、その算定式は附表E1～附表E40による。</p> <p>2 単価、価格等</p> <p>(1) 配管工事</p> <p>イ. 配管工事の細目工種は、単価基準によるほか表E1-1による。</p> <p>ロ. 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、附属品、雑材料、配管等の施工上の迂回等を含む。</p> <p>ハ. ボンディングは電力用の場合に計上し、鋼製電線管、金属製位置ボックス（金属管用露出を除く）及び金属製可とう電線管（接地線を使用しない場合）に適用する。</p> <p>ニ. 耐震支持など特別な支持を行う場合は、支持材を加算する。</p> <p>ホ. B S形ケーブルラック（立上り配線専用両面形）の所要量は、割増しを行わない。</p> <p>ヘ. 1種金属線びの付属品及びボックス類は、別途計上する。</p> <p>ト. 金属ダクトのつり金具等の支持材は、別途計上する。</p> <p>チ. 電力用プルボックスは、プルボックス用接地端子を計上する。</p> <p>リ. 位置ボックスは、代表的なボックスに置換えて計上する。</p> <p>(2) 配線工事</p> <p>イ. 配線工事の細目工種は、単価基準によるほか表E1-2による。</p> <p>ロ. 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、雑材料及び電線等の施工上の迂回等を含む。</p> <p>ハ. 金属線びに収容する配線工事の所要量は、各細目工種の管内配線を適用する。</p> <p>ニ. 長さ1m以上の通線を行わない配管には、導入線を計上する。</p> <p>ホ. 波付硬質合成樹脂管及び線び類については、導入線を計上しない。</p> <p>ヘ. 600Vポリエチレンケーブルで、デュプレックス形は2C、トリプレックス形は3C、カドラプレックス形は4Cの所要量を適用する。</p> <p>ト. 光ファイバケーブル敷設のためのクロージャヤ及び成端箱の材料費並びに施工費は、別途計上する。</p> <p>チ. <u>光ファイバケーブル及びLAN用ケーブル（UTP）の端部にコネクタ・プラグユニット等を現場で取付ける必要がある場合は、別途計上する。</u></p>	<p>第3章 電気設備工事</p> <p>第1節 新営工事</p> <p>第1項 共通工事</p> <p>1 一般事項 補正市場単価は、第4編第1章5により算出し、その算定式は附表E1～附表E40による。</p> <p>2 単価、価格等</p> <p>(1) 配管工事</p> <p>イ. 配管工事の細目工種は、単価基準によるほか表E1-1による。</p> <p>ロ. 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、附属品、雑材料、配管等の施工上の迂回等を含む。</p> <p>ハ. ボンディングは電力用の場合に計上し、鋼製電線管、金属製位置ボックス（金属管用露出を除く）及び金属製可とう電線管（接地線を使用しない場合）に適用する。</p> <p>ニ. 耐震支持など特別な支持を行う場合は、支持材を加算する。</p> <p>ホ. B S形ケーブルラック（立上り配線専用両面形）の所要量は、割増しを行わない。</p> <p>ヘ. 1種金属線びの付属品及びボックス類は、別途計上する。</p> <p>ト. 金属ダクト及び金属トラフのつり金具等の支持材は、別途計上する。</p> <p>チ. 電力用プルボックスは、プルボックス用接地端子を計上する。</p> <p>リ. 位置ボックスは、代表的なボックスに置換えて計上する。</p> <p>(2) 配線工事</p> <p>イ. 配線工事の細目工種は、単価基準によるほか表E1-2による。</p> <p>ロ. 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、雑材料及び電線等の施工上の迂回等を含む。</p> <p>ハ. 金属線びに収容する配線工事の所要量は、各細目工種の管内配線を適用する。</p> <p>ニ. 長さ1m以上の通線を行わない配管には、導入線を計上する。</p> <p>ホ. 波付硬質合成樹脂管及び線び類については、導入線を計上しない。</p> <p>ヘ. 600Vポリエチレンケーブルで、デュプレックス形は2C、トリプレックス形は3C、カドラプレックス形は4Cの所要量を適用する。</p> <p>ト. 光ファイバケーブル敷設のためのクロージャヤ及び成端箱の材料費並びに施工費は、別途計上する。</p>

改 定

現 行

- リ. 着色識別ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル (EM-FCPEE) の1P～3Pの歩掛りは、単価基準 第3編第1章第1節 表E1-1-1-4の2C～6Cの所要量を準用する。
- ヌ. 同軸ケーブルの端部にF型接栓等を現場で取付ける必要がある場合は、別途計上する。
- ル. ライティングダクトの支持材料及び附属品は、別途計上する。

(3) 接地工事

電柱及び屋外灯の場合並びにマンホール及びハンドホールの接地極は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-3-9 接地抵抗測定を計上し、接地極埋設標は計上しない。

- チ. 着色識別ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル (EM-FCPEE) 及び市内対ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル (EM-CPEE) の1P～3Pの歩掛りは、単価基準 第3編第1章第1節 表E1-1-1-4の2C～6Cの労務の所要量を準用する。
- リ. ライティングダクトの支持材料及び附属品は、別途計上する。

(3) 接地工事

接地極の埋設位置には、単価基準 第3編第1章第1節 表E1-1-2-8 接地極埋設標を計上する。ただし、電柱及び屋外灯の場合並びにマンホール及びハンドホールの接地極は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-3-9 接地抵抗測定を計上し、接地極埋設標は計上しない。

表E1-1 補正市場単価【配管工事】

細目	摘要	単位	備考
電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE) 隠ぺい・埋込配管 16～82、 隠ぺい配管 36～82、露出配管 16～82	m	
ケーブルラック	トレ形 <u>ZI</u> 200～600 (1段目及び2段積の2段目)	m	
ケーブルラック	はしご形 ZM 400～1000BS	m	
ケーブルラック	はしご形 ZM 200～1000A、400～1000B 支持材別途 (共同溝内敷設)	m	
ケーブルラック	はしご形 Z35 200～1000A、400～1000B 支持材別途 (共同溝内敷設)	m	
ケーブルラック	はしご形 ZA 200～1000A、400～1000B (1段目及び2段積の2段目)	m	
ケーブルラック	はしご形 ZA 200～1000A、400～1000B 支持材別途 (共同溝内敷設)	m	
ケーブルラック	はしご形 <u>AL</u> 200～1000A、400～1000B 支持材別途 (共同溝内敷設)	m	

表E1-1 補正市場単価【配管工事】

細目	摘要	単位	備考
電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE) 隠ぺい・埋込配管 16～82、 隠ぺい配管 36～82、露出配管 16～82	m	
ケーブルラック	トレ形 <u>溶融亜鉛めっき(100g/m²)製 透明塗装</u> 200～600 (1段目及び2段積の2段目)	m	
ケーブルラック	はしご形 ZM <u>溶融亜鉛めっき(100g/m²)製 焼付け又は粉体塗装</u> 400～1000BS	m	
ケーブルラック	はしご形 ZM <u>溶融亜鉛めっき(100g/m²)製 焼付け又は粉体塗装</u> 200～1000A、400～1000B 支持材別途 (共同溝内敷設)	m	
ケーブルラック	はしご形 Z35 <u>溶融亜鉛めっき(350g/m²)製</u> 200～1000A、400 ～1000B 支持材別途 (共同溝内敷設)	m	
ケーブルラック	はしご形 ZA (<u>溶融亜鉛-アルミニウム系合金めっき鋼板製</u>) 200～1000A、400～1000B (1段目及び2段積の2段目)	m	
ケーブルラック	はしご形 ZA (<u>溶融亜鉛-アルミニウム系合金めっき鋼板製</u>) 200～1000A、400～1000B 支持材別途 (共 同溝内敷設)	m	
ケーブルラック	はしご形 <u>アルミ製</u> 200～1000A、400～1000B 支持材別途 (共同溝内敷設)	m	

改 定

現 行

表 E 1 - 2 補正市場単価【配管工事】

表 E 1 - 2 補正市場単価【配管工事】

細 目	摘 要	単 位	備 考
600V 絶縁電線	600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE) 管内配線 1.0~ <u>1.2 mm, 2.6mm</u>	m	
600V 絶縁電線	600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE) 管内配線 2~3.5 mm 2、150~325 mm 2	m	
600V 絶縁電線	600V ビニル絶縁電線 (IV) 管内配線 1.0~2.6 mm	m	
600V 絶縁電線	600V ビニル絶縁電線 (IV) 管内配線 2~3.5 mm 2、150~325 mm 2	m	

細 目	摘 要	単 位	備 考
600V 絶縁電線	600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE) 管内配線 1.0~ <u>2.6 mm</u>	m	
600V 絶縁電線	600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE) 管内配線 2~3.5 mm 2、150~325 mm 2	m	
600V 絶縁電線	600V ビニル絶縁電線 (IV) 管内配線 1.0~2.6 mm	m	
600V 絶縁電線	600V ビニル絶縁電線 (IV) 管内配線 2~3.5 mm 2、150~325 mm 2	m	

改 定	現 行
<p>第3項 通信・情報設備工事</p> <p>1 単価、価格等</p> <p>(1) 構内交換設備 集合保安器箱に保安器本体を取付ける場合は、別途計上する。</p> <p>(2) 情報表示・拡声設備 アナログ子時計 <u>及びデジタル子時計</u>が天井つり下げ形又はブラケット形の場合は、壁掛形の所要量を適用する。</p> <p>(3) 誘導支援設備 イ. トイレ呼出表示器及びトイレ呼出ボタンは、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-7を適用する。 <u>ロ. テレビインターホン子機は、インターホン子機の所要量を適用する。</u></p> <p>(4) 火災報知設備 防火シャッター、防煙ダンパー、防煙たれ壁、排煙口等への接続は、結線費を計上する。</p> <p>(5) テレビ電波障害防除設備 対象戸数及び地域の電波状況に応じた方式であることを確認し、施工条件を明示した見積書の価格を参考に、機器・材料単価、据付費、試験調整費等の工事費を算定する。 なお、工事期間中に仮設アンテナを使用する方式にあっては、別途計上する。</p>	<p>第3項 通信・情報設備工事</p> <p>1 単価、価格等</p> <p>(1) 構内交換設備 集合保安器箱に保安器本体を取付ける場合は、別途計上する。</p> <p><u>(2) 構内情報通信網設備</u> <u>光ファイバケーブル及びLAN用ケーブル(UTP)の端部にコネクタ・プラグユニット等を現場で取付ける必要がある場合は、別途計上する。</u></p> <p>(3) 情報表示・拡声設備 アナログ子時計が天井つり下げ形又はブラケット形の場合は、壁掛形<u>の労務</u>の所要量を適用する。</p> <p>(4) 誘導支援設備 イ. トイレ呼出表示器及びトイレ呼出ボタンは、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-7を適用する。 <u>ロ. テレビインターホンは、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-8を適用する。</u></p> <p><u>(5) テレビ共同受信設備</u> <u>同軸ケーブルの端部にF型接栓等を現場で取付ける必要がある場合は、別途計上する。</u></p> <p>(6) 火災報知設備 防火シャッター、防煙ダンパー、防煙たれ壁、排煙口等への接続は、結線費を計上する。</p> <p>(7) テレビ電波障害防除設備 対象戸数及び地域の電波状況に応じた方式であることを確認し、施工条件を明示した見積書の価格を参考に、機器・材料単価、据付費、試験調整費等の工事費を算定する。 なお、工事期間中に仮設アンテナを使用する方式にあっては、別途計上する。</p>

改 定	現 行
<p>第 2 節 改修工事</p> <p>第 1 項 共通工事 (改修)</p> <p>1 単価、価格等</p> <p>(1) 単価の適用 外構関連 (架空線路、地中線路、接地工事) 及び撤去に関しては改修工事の分類に関係なく原則として割増しを行わない。</p> <p>(2) 仮設 高所作業の足場、仮設間仕切り、養生及び清掃が図面特記されている場合は、その費用を計上する。</p> <p>(3) 調査 非破壊検査、絶縁油分析調査及び既設配管・配線等の敷設状況の現況調査が図面特記されている場合は、その費用を計上する。</p> <p>(4) 配線工事 配線引抜き後、空配管となった場合は、図面特記により導入線を計上する。</p> <p>(5) 結線 イ. 分電盤・制御盤等の既存ブレーカに電線及びケーブルを接続する場合は、結線費を計上する。 なお、結線費は単価基準 第 3 編第 1 章第 2 節 表 E 1-2-15 の労務の所要量の 50% とする。 ロ. 通信機器等の既存端子に電線及びケーブルを接続する場合は、結線費を計上する。 ハ. スイッチ等の既存機器に光ファイバケーブル及び LAN ケーブル (UTP) を接続する場合は、コネクタ・プラグユニット等を計上する。 ニ. 分配器等の既存機器に同軸ケーブルを接続する場合は、F 型接栓を計上する。</p> <p>(6) 取外し再取付け イ. 取外し再取付けの労務の所要量は、取外し品を破損することなく再使用できる状態を保って丁寧に取外すものであり、取外し品の簡単な清掃も含まれている。 ロ. 主要機器の取外し再取付けを行う際に、全体的なシステム調整を要する場合は、総合試験調整費を別途計上する。</p> <p>(7) 仮設備 イ. 停電、設備システムの機能停止等が困難な場合に、既存の設備機能等を維持させるための設備が必要な場合は、<u>図面特記により</u> 仮設備を計上する。</p>	<p>第 2 節 改修工事</p> <p>第 1 項 共通工事 (改修)</p> <p>1 単価、価格等</p> <p>(1) 単価の適用 外構関連 (架空線路、地中線路、接地工事) 及び撤去に関しては改修工事の分類に関係なく原則として割増しを行わない。</p> <p>(2) 仮設 高所作業の足場、仮設間仕切り、養生及び清掃が図面特記されている場合は、その費用を計上する。</p> <p>(3) 調査 非破壊検査、絶縁油調査及び既設配管・配線等の敷設状況の現況調査が図面特記されている場合は、その費用を計上する。</p> <p>(4) 配線工事 配線引抜き後、空配管となった場合は、図面特記により導入線を計上する。</p> <p>(5) 結線 イ. 分電盤・制御盤等の既存ブレーカに電線及びケーブルを接続する場合は、結線費を計上する。 なお、結線費は単価基準 第 3 編第 1 章第 2 節 表 E 1-2-15 の労務の所要量の 50% とする。 ロ. 通信機器等の既存端子に電線及びケーブルを接続する場合は、結線費を計上する。 ハ. スイッチ等の既存機器に光ファイバケーブル及び LAN ケーブル (UTP) を接続する場合は、コネクタ・プラグユニット等を計上する。 ニ. 分配器等の既存機器に同軸ケーブルを接続する場合は、F 型接栓を計上する。</p> <p>(6) 取外し再取付け イ. 取外し再取付けの労務の所要量は、取外し品を破損することなく再使用できる状態を保って丁寧に取外すものであり、取外し品の簡単な清掃も含まれている。 ロ. <u>一時的な取外し再取付けや、照明器具の改修工事等で、既設位置への取付けの場合で、墨出しの軽減や既存つりボルトの活用が可能な場合は、雑材料及び労務の所要量を実状に応じて低減することができる。</u></p> <p>△. 主要機器の取外し再取付けを行う際に、全体的なシステム調整を要する場合は、総合試験調整費を別途計上する。</p> <p>(7) 仮設備 イ. 停電、設備システムの機能停止等が困難な場合に、既存の設備機能等を維持させるための設備が必要な場合は、仮設備を計上する。</p>

改 定	現 行
<p><u>第 2 項 電力設備工事 (改修)</u></p> <p>1 単価、価格等</p> <p><u>電灯設備</u> <u>照明器具の一時的な取外し再取付け又は照明器具の改修工事において、既設位置へ取付け時の墨出しの軽減、既存つりボルトの活用が可能な場合は、雑材料及び労務の所要量を実情に応じて低減することができる。</u></p> <p>第 3 項 撤去工事</p> <p>1 単価、価格等</p> <p>発生材処理 発生材処分品は引渡しを要するもの以外とし、再生資源化を図るものとそれ以外で分類し計上する。</p> <p>第 4 項 機器搬出</p> <p>1 単価、価格等 (1) 分割搬出する機器は、分割時の各部材を単体の機器とし、質量及び容積を算定する。 (2) 大型機器の撤去において一体で搬出できない場合は、分割するための切断費又は分解費を計上する。</p> <p>第 5 項 はつり工事</p> <p>1 単価、価格等 単価基準のはつり工の労務の所要量は、コンクリート壁貫通口、コンクリート壁貫通面積、溝はつりの幅×深さの各項目の直近上位の値を採用する。</p>	<p>第 2 項 撤去工事</p> <p>1 単価、価格等 <u>(1) 撤去</u> <u>単価基準 第 3 編第 2 章第 1 節 表 E 2 - 1 - 2 ~ 表 E 2 - 1 - 1 8 に記載のない撤去工事の労務の所要量は、単価基準 第 3 編第 2 章第 1 節 表 E 2 - 1 - 1 の対応する、名称区分毎の新営工事の労務歩掛りに対する率を乗じて算出する。</u> <u>(2) 発生材処理</u> 発生材処分品は引渡しを要するもの以外とし、再生資源化を図るものとそれ以外で分類し計上する。</p> <p>第 3 項 機器搬出</p> <p>1 単価、価格等 (1) 分割搬出する機器は、分割時の各部材を単体の機器とし、質量及び容積を算定する。 (2) 大型機器の撤去において一体で搬出できない場合は、分割するための切断費又は分解費を計上する。</p> <p>第 4 項 はつり工事</p> <p>1 単価、価格等 単価基準のはつり工の労務の所要量は、コンクリート壁貫通口、コンクリート壁貫通面積、溝はつりの幅×深さの各項目の直近上位の値を採用する。</p>

改 定	現 行
<p>第2項 空気調和設備工事</p> <p>1 単価、価格等</p> <p>(1) 機器設備</p> <p>イ. 吸収冷凍機、吸収冷温水機及び吸収冷温水機ユニットの保温は、製造業者の見積価格等を参考にする。</p> <p>ロ. 冷却塔のうち冷却能力が334kWを超えるものの据付は、協議会歩掛りによる。</p> <p>ハ. パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の冷媒管は、特記がなければ価格を算出するにあたって参考とした製造業者の口径を基に、単価基準第4編第1章第1節1配管工事により計上する。ただし、分岐ユニットは、製造業者の見積価格等を参考にする。</p> <p>ニ. 地下オイルタンク附属品は、協議会歩掛りによる。</p> <p>ホ. 空気熱源ヒートポンプユニット（モジュール形）の据付は、モジュール毎に加算して計上する。</p> <p>ヘ. 軸流送風機及び斜流送風機の歩掛りは、消音ボックス付送風機に準ずる。</p> <p><u>ト. 全熱交換ユニット（カセット形）の歩掛りは、協議会歩掛りによる。</u></p> <p>(2) ダクト設備</p> <p>イ. ダクト設備の細目工種は、単価基準及び表M1-4による。</p> <p>ロ. ステンレス製ダクト及び硬質塩化ビニル製ダクトは、協議会歩掛りによる。</p> <p>ハ. ウェザーカバーは、協議会歩掛りによる。</p> <p>ニ. チャンバー等の吊り用インサート取付費は、必要箇所数を別途計上する。</p> <p>なお、シーリングディフューザー用既製品ボックスのインサートの必要箇所数は、1箇所とする。</p> <p>ホ. 400φ以上のスパイラルダクトは、参考歩掛り 表RM-2-4による。</p> <p>ヘ. スライドオンフランジ工法に用いる材料のコーナー金具の板厚は、2.3mmを代用することができる。</p> <p><u>ト. 鋼板製ダクト（1.6mm）は、参考歩掛り 表RM-2-2による。</u></p>	<p>第2項 空気調和設備工事</p> <p>1 単価、価格等</p> <p>(1) 機器設備</p> <p>イ. 吸収冷凍機、吸収冷温水機及び吸収冷温水機ユニットの保温は、製造業者の見積価格等を参考にする。</p> <p>ロ. 冷却塔のうち冷却能力が334kWを超えるものの据付は、協議会歩掛りによる。</p> <p>ハ. パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の冷媒管は、特記がなければ価格を算出するにあたって参考とした製造業者の口径を基に、単価基準第4編第1章第1節1配管工事により計上する。ただし、分岐ユニットは、製造業者の見積価格等を参考にする。</p> <p>ニ. 地下オイルタンク附属品は、協議会歩掛りによる。</p> <p>ホ. 空気熱源ヒートポンプユニット（モジュール形）の据付は、モジュール毎に加算して計上する。</p> <p>ヘ. 軸流送風機及び斜流送風機の歩掛りは、消音ボックス付送風機に準ずる。</p> <p>(2) ダクト設備</p> <p>イ. ダクト設備の細目工種は、単価基準及び表M1-4による。</p> <p>ロ. ステンレス製ダクト及び硬質塩化ビニル製ダクトは、協議会歩掛りによる。</p> <p>ハ. ウェザーカバーは、協議会歩掛りによる。</p> <p>ニ. チャンバー等の吊り用インサート取付費は、必要箇所数を別途計上する。</p> <p>なお、シーリングディフューザー用既製品ボックスのインサートの必要箇所数は、1箇所とする。</p> <p>ホ. 400φ以上のスパイラルダクトは、参考歩掛り 表RM-2-4による。</p> <p>ヘ. スライドオンフランジ工法に用いる材料のコーナー金具の板厚は、2.3mmを代用することができる。</p>